



箏奏者
ばば ちとせ
馬場 千年 さん
芸名：馬場 千井寿 (せんいじゅ)



今回は栃木市出身の箏奏者で、山田流箏曲の名取（師範）の馬場千年さんをご紹介します。あまり知らない方が多いかもしれない、お箏の世界についてお話を伺いました。

プロはお箏に名前をつける？

馬場さんは15歳の時に部活でお箏を始め、24歳で名取を取得。その後もNHK 邦楽技能者育成会や東京芸大で邦楽の現代曲・古典をそれぞれ学び、プロ奏者としての地力を養いました。「自分でも弾きこなせた！と感じたのが箏でした。箏の練習は苦にならないんです。」と話します。そこまで熱中できるお箏の魅力について伺うと、「一緒に演奏する人によって変わる、表現や雰囲気の変化を感じながら演奏できるのも箏の魅力です。また、西洋楽器の奏者に驚かれるのですが、箏は練習用と本番用を別に用意するのが一般的。私は本番用の箏には名前をつけています！箏は龍神を象って作られているので、本番用の箏には仕上がった音色を奏でないと失礼かなと思っています。」とお箏への情熱をのぞかせます。

子どもたちにも邦楽を伝えたい

個人レッスン講師だけでなく、2013年から小学校でのお箏の出前教室を始め、これまでに延べ3,000人以上の子どもたちに体験授業を行ってきました。また、毎年夏には小・中学生を対象に短期集中の『夏休みおこと教室』を開催し、成果を発表する演奏会も行ってきました。こうした活動を行っている理由とは？「八橋検校（江戸時代の箏奏者）によって庶民も弾ける楽器となりましたが、近年は再び、敷居の高いイメージが付き、習い事にも敬遠されがちです。子どもたちには、伝統芸能を身近に感じて欲しいので、まず大事なのは体験。そのための機会を提供できれば、と思って続けています。また、音楽にはみんなで奏でる楽しさがあります。少しでも奏者が増え、みんなで楽しく演奏できれば嬉しいです。」

自作の曲を絵本に！

『ごっちゃんのかし柿』という曲を自作し、演奏会でも子どもたちと演奏しています。いつかこの世界観を絵本にできたら嬉しいですね！」と意気込む馬場さん、更なる活動拡大のため、稽古場を新築中だそうです。また、1月20日(木)に大平文化会館で開催する『おおひらティータイムコンサート2022～新春を彩る“和の響き”』(広報とちぎ12月号P.14参照)にも出演予定です。ぜひお越しください！



餅での窒息事故に気を付けて！

消費生活センター（本庁舎2階）
☎ (23) 8 8 9 9 / FAX (23) 8 8 2 0

年末年始は、餅をついたり雑煮を食べたり、餅を楽しむ方も多いのではないのでしょうか。消費者庁によると、餅による窒息死亡事故の43%が、餅を食べる機会が多い1月に発生しています。その中でも、正月三が日に多く発生しているので注意しましょう。

事故事例

- ・60代の夫が雑煮を食べていたところ、餅を喉に詰まらせ苦しんでいるのを発見し、救急要請した。妻が背中を強く叩いて、救急隊が到着する前に餅は取れたが、病院で処置をしてもらった。苦しそうな呼吸や気管に異物の詰まりなどがなかったため、帰宅となった。
- ・80代の父が食事中に、5センチ大の餅を喉に詰まらせ、突然うなり声をあげて倒れ、反応がなくなったため、救急要請した。救急車で病院に搬送され処置をしてもらったが、亡くなった。

餅を食べるときの注意点

- ・小さく切り、食べやすい大きさにしましょう。
- ・一口の量は無理なく食べられる量にしましょう。
- ・ゆっくり噛んでから飲み込むようにしましょう。
- ・お茶や汁物などを飲み、喉を潤してから食べましょう（ただし、よく噛まないうちにお茶などで流し込むのは危険です）。
- ・高齢者が餅を食べる際は、周りの人も食事の様子に注意して見守りましょう。



高齢になると、口内や喉の機能などに変化が生じ、噛む力や飲み込む力が弱くなります。また、餅の特性で、温度が下がると硬さが増し、くっつきやすくなります。久しぶりに食べることもあり、食べ慣れしていないことも事故の原因となるようです。餅による窒息事故は、死亡事故に繋がるケースも多いため、食べる際は一緒に食べる周りの人も注意を払い、楽しい年末年始にしたいものです。

相談業務の案内

相談は気軽にどうぞ。相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相 談	日 時	場 所／問合先
弁護士相談（事前に要予約） (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 2月分：1/4(火)～ 3月分：2/1(火)～ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	1月14日(金)、28日(金) 2月10日(木)、25日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
	1月20日(木) 10時～12時	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	2月21日(月) 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室 市民生活課☎(21)2122
	2月22日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室 市民生活課☎(21)2122
法律相談（事前に要予約） ※栃木市社会福祉協議会主催	1月25日(火) 10時～12時	西方総合支所1階 会議室 市民生活課☎(21)2122
	2月17日(木) 10時～12時	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室 市民生活課☎(21)2122
宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始:1/4(火)8時30分～	1月21日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き)予約開始:1/4(火)8時30分～	1月21日(金) 14時～16時	
消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎2階 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	1月11日(火)、◆25日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
	1月20日(木) 10時～12時	大平総合支所1階 相談室 市民生活課☎(21)2122
	2月9日(水) 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室 市民生活課☎(21)2122
	2月22日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室 市民生活課☎(21)2122
	1月25日(火) 13時30分～15時30分 ◆2月17日(木) 13時30分～15時30分	西方公民館2階 小会議室 市民生活課☎(21)2122 岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室 市民生活課☎(21)2122
市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122

相 談	日 時	場 所／問合先
人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
いじめ相談電話	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は 事前に予約が必要	本庁舎/青少年育成センター☎(24)0667 メール: gakusyu03@city.tochigi.lg.jp
青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日9時～16時	本庁舎/青少年育成センター☎(23)6566 メール: gakusyu03@city.tochigi.lg.jp
家庭児童相談(0～17歳の子 どもとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227
児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/子育て支援課☎(21)2227 ※左記以外の時間は☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
婦人・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2229
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21)2219 FAX(21)2682
ひきこもり相談(要予約) ※事前にお話を伺います。	第2木曜日(次回1月13日) 10時～12時、13時～15時	
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	※祝日除く 栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム☎(43)5191
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	1月14日(金) 10時～11時30分	本庁舎1階 市民スペース/栃木中央地域包括支援センター☎(21)2171・2246



謹 賀 新 年

高度な技術で新築の美しさを再び
自社の1級塗装技能士資格者が施工します。

日本塗装工業会会員・栃木県知事許可(般-2)第14124号

 **オオアク建装工業株式会社**  検索

栃木市箱森町51-28 ☎0282-22-5981

か・た・づ・け屋☆栃木です!!

★/ 机・椅子・家具・衣服・家電など
/ 遺品処理 / 空き家バンク /
建物等解体工事 / ★

正月休みに
か・た・づ・け
やー☆(い・ん)

株式会社 くりかい
【本社】栃木県栃木市宮町55番地1
☎ 0282-30-1632
栃木市指定一般廃棄物許可業者
栃木市指令環第06号【一般廃棄物収集運搬許可】

経営・会計・税務・国際税務のパートナー
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております

(関東信越税理士会所属)

板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板 倉 聡

税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠
税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康

〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682・FAX0282(31)3683 E-mail:itakuras@ita-trust.jp